

豊橋市市民協働推進審議会公募委員応募要領

1 目的

豊橋市では、「市民協働推進計画」を策定し、市民と市がお互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、まちづくりを行う「市民協働によるまちづくり」を推進しています。

人口減少など社会情勢が変化する中、地域コミュニティや市民活動団体、事業者など多様な主体による「協働」は、地域の課題解決や地域コミュニティの活性化を促し、地域力を向上させる原動力として期待されています。

今回、本市の市民協働の推進に向けた取組みなどについて、市民の方と一緒に考え、ご意見をいただくため、豊橋市市民協働推進審議会委員を公募するものです。

2 委員の主な役割

- (1) 市民協働によるまちづくりの推進に関することについて調査審議する。
- (2) 市民協働によるまちづくりの推進に関する施策等について意見を述べる。
- (3) 豊橋市市民協働推進補助金の企画案を審査する。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に在住、在勤、在学する18歳以上の方
- (2) 市民協働によるまちづくりに理解と意欲がある方
- (3) 年7回程度の審議会に出席できる方
- (4) 市職員（非常勤特別職を除く。）でない方

4 募集人数

2名

5 任期

2年 ※委嘱した日（令和7年5月を予定）から

6 応募方法

次の書類を記入のうえ、応募受付期間内に市役所市民協働推進課へご提出ください。

- (1) 提出物
 - (ア) 豊橋市市民協働推進審議会公募委員応募用紙（指定様式）
 - (イ) 市民協働の推進に関する作文（800字以内）

テーマ：「私が思う市民協働によるまちづくり」

※作文にあたり、「8 選考の視点（基準）」（1）、（2）をよく確認してください。

※応募用紙及び作文用紙の様式は市民協働推進課、市民センター（カリオンビル）で配布します。

また、市民協働推進課のホームページからもダウンロードできます。

市民協働推進課ホームページ

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54005.htm>

(2) 提出方法

持参、郵送、Eメール、FAX、電子申請システムのいずれかにより提出してください。

電子申請システム

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/surveys/8393518977256083087>

(3) 応募受付期間

令和7年3月3日（月）～令和7年3月31日（月）17時15分必着

※持参の場合は祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分～17時15分

7 選考方法

豊橋市市民協働推進審議会公募委員選考委員会が応募書類及び作文により、公募委員の選考を行います。選考結果は、令和7年4月末までに文書にてお知らせします。

8 選考の視点（基準）

「市民協働の推進」に向けた方策や課題解決などについて、審議会委員として行政と協働し、一緒に考えていくという観点から、次の2点の視点により選考を行います。

- (1) 市民協働についての認識
- (2) 市民協働の推進に向けた考え方

9 その他

(1) 謝金

審議会開催1回につき、謝金9,000円（交通費を含む）をお支払いいたします。なお、この金額から所得税の源泉徴収を行います。

10 お問い合わせ及び書類提出先

豊橋市市民協創部市民協働推進課 市民協働グループ（担当：山本・安形）

住所：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所西館4階

電話：0532-51-2483 FAX：0532-56-5128

Eメール：shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp